

定期性総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、定期性総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。

① 普通預金(無利息型普通預金を含みます。以下同じ。)

② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金および変動金利定期預金(以下これらを「定期預金」といいます。)

③ 定期積金

④ 第2号の定期預金または第3号の定期積金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。

(2) 定期預金預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約(1千万円未満とします。)または書替継続は、当店のほか当金庫本支店で取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。

ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。

ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその

旨を申出ください。

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金および定期積金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

(2) 前項の払戻しまたは解約、書替継続の手續に加え当該預金の払戻しまたは支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。

この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは支払いを行いません。

(3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手續をしてください。

(4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合にその総額が払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

(1) 普通預金(ただし、無利息型普通預金を除きます。)の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れます。

(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取るとはできません。

6. (当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金および定期積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。

ただし、当座貸越をもって定期積金の掛金払込みは自動支払いいたしません。

(2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」と

います。)は、この取引の定期預金の合計額の90%または300万円のうちいずれか少ない金額とします。

- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金または定期積金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。

この取引の定期預金または定期積金払込金残高には、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

- (2) この取引に定期預金または定期積金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金および定期積金が数口ある場合は、預入日(継続をしたときにはその継続日)の早い順序に従い担保とします。また、定期積金に対する質権設定手続きは、当金庫所定の方法によるものとします。

- (3) ①貸越金の担保となっている定期預金および定期積金について解約または(仮)差押があった場合には、第7条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

②前各号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ①貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元

金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

- A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
- B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- D 変動金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- E 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定利率に年0.70%を加えた利率

②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③この取引の定期預金の全額の解約、定期積金の解約により、定期預金および定期積金のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

(3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.50%(年365日の日割計算)とします。

9. (即時支払)

(1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それ

らを支払ってください。

- ①支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
- ②相続の開始があったとき
- ③第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
- ④住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ①当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

10. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。

- ①この取引の定期預金および定期積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。

また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省力し、この取引の定期預金および定期積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

- ②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率(利回り)はその約定利率(利回り)とします。

11. (手数料の取扱いについて)

(1) 未利用口座管理手数料

- ①令和2年4月1日以降に開設した預金口座は、当

金庫が定める一定期間、決算利息以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。

- ②未利用口座となった場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。

- ③この預金口座が未利用口座となった場合は、この預金口座から未利用口座管理手数料を払戻し請求書等によらず引き落とします。

- ④前3号で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。

- ⑤この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当し、この口座を解約することができるものとします。

(2) この預金口座の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合、当該手数料はこの預金口座から払戻請求書等によらず引き落とします。

この預金には、本規定のほか、後記「普通預金(無利息型普通預金を含む)、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以上